

第 5 回千葉県外来種対策（植物）検討委員会 参考資料

千葉県生物多様性センター
委員会事務局 浅田正彦

1 本リストに掲載する「外来種」の定義

[事務局案] [前回委員会結果による追加]

外来種とは、人為によって、過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができる器官、配偶子、種子、無性的繁殖子を含むものである。さらに、本千葉県外来種（植物）リストが取り扱う対象は、国内の別の地域から持ち込まれた種（国内外来種）や、在来種であっても遺伝子レベルで在来のものとは異質なものの、野外での繁殖が確認されていない未定着種を含み、導入時期としては明治時代以降とし、それ以前では史実がしっかりしているものも含める。野外であっても、圃場や庭園、植林地などにおいて、生育が管理されているものは除外する。

1 - 1 用語「外来種」定義

国内の別の地域から持ち込まれた種（国内外来種）を含める。

1 - 2 品種改良種，遺伝子レベルでの外来種

遺伝子レベルで異質なものについても外来種に位置づける。

1 - 3 非定着種や生息確認がされていない種の取り扱い

未定着種も外来種ということでリストに記載する。

1 - 4 外来種として扱う時期

・明治時代以降とし、それ以前では史実がしっかりしているものも含める。

2 防除の目標

・「完全除去，部分除去，群落・生態系の復元」とする。

（カテゴリーが明確になった段階で，具体的な種について議論し，そのときには特徴ある群落や生態系について検討を加える。）

3 外来種（植物）による生態系や人への影響

1) 遺伝子の問題

遺伝子組み換えナタネの輸送経路における逸出
ソメイヨシノの在来種との交雑

2) 種間競争

競争によって在来種を抑圧する

オオブタクサ（絶滅危惧種を含む群落の種の多様性を低下）
セイタカアワダチソウ（絶滅危惧種の生息湿地への侵入）
アレチウリ

3) 生態系の問題

生態系の物理的な基盤を変化させる

シナダレスズメガヤ（河原の砂質化）
ハリエンジュ（土壌を富栄養化）

動物相への影響

4) 景観の問題

アツバキミガヨラン、ウチワサボテン

5) 社会への影響

人への影響 - 花粉症を引き起こす

イネ科外来牧草，ブタクサ類

- 毒をもち致死性がある - [前回委員会結果による追加]

ドクニンジン

農業への影響

ホソミキンガヤツリ（畦畔雑草）

ハルジオン（薬剤抵抗性獲得，防除困難）

飼料混入種子（糞経路で飼料畑やその他の畑に蔓延）

農業水利への影響

ナガエツルノゲイトウ，オオフサモ，ミズヒマワリ、ヒレタゴボウ

（ただし，外来種の影響は，実際の作業の中でいろいろ出てくるので，とりまとめ前に再度検討を加える。）

4 外来植物の侵入経路

- 1) 法面緑化による外来牧草の侵入
シナダレスズメガヤ、イタチハギ、ハリエンジュなど
- 2) 街路樹や公園の外国産緑化樹木からの侵入
鳥による散布、トウネズミモチ、ピラカンサ類など
- 3) 飼料穀物に混入して輸入される外来雑草の侵入
イチビなど
- 4) 牧草地の導入牧草の侵入
カモガヤ、ハルガヤなど
- 5) 園芸植物の侵入
トキワツユクサ、ツルニチニチソウなど
- 6) 観賞用水生植物（アクアリウムプラント）の侵入
ミズヒマワリなど
- 7) 「自然復元」の目的の導入個体からの侵入
学校ビオトープ整備，自然再生事業など、オオフサモなど
- 8) 「水質浄化」の目的による導入個体からの侵入
手賀沼浄化事業連絡会議による湖沼水質保全計画（手賀沼）
ホテイアオイの植栽，回収
- 9) 開発地の緑化事業による植栽個体からの侵入
オオキンケイギク、チャボウシノシッペイなど
- 10) 各種産業行為に附随する侵入
アレチウリ、マメアサガオ（大豆畑から）など
- 11) バラスト水からの侵入
アナアオサの一種など
- 12) 人に付着して侵入
ミカツキゼニゴケ、メリケントキンソウなど

5 外来種（植物）対策の基本的方向性

1) 基本的方針

- ・本外来種（植物）リストに掲載されている外来種について、とくに評価ランクが高い種（AAAなど）について優先的に防除対策を講じること。
- ・具体的対策に関しては、誰が、何を守り、どのような施策に成算があるのかを検討し、それに資源を集中的に投入する。
- ・外来種対策は、科学的知見に基づいた早期発見・早期駆除、継続的モニタリング調査を伴う順応的管理が必要である。このため、生物多様性や人間活動への影響に関する情報が不足していることを理由に、外来種対策を遅らせるべきではない。
- ・外来種であっても、社会的に認知された固有の価値を持っている種や、在来種の動物の生息場所を提供する場合もあるので、防除にあたっては、総合的に判断して、対応する。[前回委員会結果による追加]

2) 導入・逸出に対する対応

- ・持ち込まない
- ・野外逸出を防止する
 - 公共事業（河川改修・法面緑化・ビオトープ整備・水質浄化のための外来植物導入など）における方針策定
 - 産業利用（園芸栽培など）における規制
- ・人の管理下にある外来種が野外逸出しない管理の仕組みを作り出す。
 - 栽培植物の管理ガイドライン作り
 - 事故などでの逸出の防止策の実施
- ・誰もが外来種に関する情報を容易に入手できるような環境を整える。
- ・生物多様性と外来種に関する適切な広報・教育活動をおこなう。

3) すでに持ち込まれ、定着している種への対応

- ・生態系や人間の活動に与える影響が大きく、保全上重要な地域から優先的に対策を講じる。
- ・速やかな状況把握のための資料収集や調査、将来予測の実施とそれによる完全排除・軽減方法の発見と方針の確立。
- ・完全排除あるいは軽減策の実施とその後のモニタリング調査の実施。
- ・上記2点を継続的に実施する組織・体制の明確化。

4) 情報収集と防除体制の確立

- ・外来種の状況を含む県内の自然の状況を判断するため、千葉県生物多様性センター

は、最新情報を収集し、各関係機関と民間において双方向の情報交流を推進させ、防除主体への情報提供と効果的な対策の速やかな実施を促す。また、千葉県は外来種対策を地域内の自然についての「生物多様性管理」の一部として位置付けるため、条例化等による外来種対策も検討する必要がある~~条例化により外来種対策を制度化する。~~

[下線事務局案]

- ・実効的な外来種対策が講じられるように、適切な組織、体制づくりを促進させる。その際、外来種対策の主体について、役割と予算分担を明確にする（市町村や住民による防除について、県などが資金的支援を行うなど）。
- ・生物多様性センターに、情報収集・分析・提供のため、外来種の専門知識を有する専門官を配置する。
- ・県民が外来種などの生息情報を容易に連絡するために、生物多様性センターに「生きもの110番」のような窓口を作ることを検討する。
- ・外来種による脅威が迫っている地域などについて、保全上重要な地域を抽出するための検討の場を設ける。

6 外来種（植物）のランク付け方法

千葉県外来種（植物）については、下記の3つの評価観点でランク分けを行う。

生態系又は人に対する影響度

- A：生態系又は人に対し、回復が困難となる深刻な影響が認められる、あるいは予測される。（生態系の回復が困難となる深刻な影響は、競争、交雑等による在来種の絶滅）
 - B：生態系又は人に対し、深刻な影響が認められる、あるいは予測される。
 - C：生態系に対し、明らかな影響が認められる、あるいは予測される。
 - D：生態系に対し、明らかな影響はあまり認められない、あるいは予測されない。
- 情報不足：現時点では、上記A～Dの影響度ランクを判定する情報が得られていない。

根絶の可能性を考慮した防除の緊急度

- A：非常に高い。
- B：高い。
- C：低い。

防除の容易性

生育メッシュ数をもとに分類し、繁殖の形態（種子繁殖か栄養繁殖か）や除草しやすさ、在来種の回復の可能性をもとに調整する。

- 生育メッシュ数：A：10メッシュ未満
- B：10メッシュ～99メッシュ
- C：100メッシュ以上

外来種リストに追加するか検討を要する種のリスト（要検討種リスト）[前回委員会結果による追加]

野外の植物種の生育状況について、必ずしも正確で全県を網羅した情報が得られているとは限らない。そこで、外来種リストに追加するかどうかの検討を要する種について、将来、情報が集積し、外来種として取り扱いべき段階になるまで、未判定種や外来植物候補種として注意喚起する。なお、要検討種については、取り扱いが未定なので、ランク付けは行わない。

7 生物多様性保全の枠組みでの議論の必要性[前回委員会結果による追加]

本委員会で検討を行いリスト化したものは、種（一部、遺伝子レベルも含む）単位での外来植物種リストである。しかし、生物種は種だけで単独に存在するものではなく、3で先述したように他の在来種などとの直接、間接を含む種間競争を通じて、生態系全体の一部として生育するものである。よって、今回のような種レベルの議論だけでは、適切な対応策の検討に限界がある。このため、外来生物の問題は希少種保全や生態系保全の議論の場でどのような自然環境を守っていくのかという議論の中で取り扱い、適切な施策を展開していく必要がある。